

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法施行細則（昭和26年規則第4号）
根拠条項	第7条
許認可等の種類	二級・木造建築士の登録事項変更の申請
法令の定め	第7条 二級建築士又は木造建築士は、前条二号又は三号に掲げる登録事項に変更を生じた場合においては、その変更を生じた日から三十日以内に別記第三号様式による登録事項変更届出書に免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本を添えてその旨を知事に届け出なければならない。 2 知事は、前項の申請があった場合においては、名簿を訂正し、免許証を書き換えて届出者に交付する。
審査基準	設定しない (理由) ・法令の定めによる。
標準処理期間	総期間 16日・(注：休日は含まない。) 経由期間 日・() 協議期間 日・() 処分期間 日・((総合)振興局建設指導課)
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号：) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号：)
申請先等	社団法人北海道建築士会 (011-251-6076)
問い合わせ先	同上
備考	

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年10月1日作成)

法令名	建築士法施行細則（昭和26年規則第4号）
根拠条項	第8条
許認可等の種類	二級・木造建築士免許証の再交付の申請
法令の定め	第8条 免許証を亡失し、又は汚損した者は、遅滞なく、別記第4号様式による免許証再交付申請書を（汚損の場合にあつては、別記第4号様式による免許証再交付申請書に当該免許証を添えて）知事に提出しなければならない。 2 知事は、前項の申請があつた場合は、名簿にその事由を記載し、再交付の旨を表示した免許証を交付する。
審査基準	設定しない （理由） ・法令の定めによる。
標準処理期間	総期間 16日・（注：休日は含まない。） 経由期間 日・（ ） 協議期間 日・（ ） 処分期間 日・（（総合）振興局建設指導課）
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課（電話番号： ） 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課（電話番号： ）
申請先等	社団法人北海道建築士会(011-251-6076)
問い合わせ先	同上
備考	